



佐賀大規模火災から考える

その保険で守れますか？

街まるごと火災

11月18日、大分市佐賀関で住宅火災が発生。強い海風にあおられた火は瞬く間に延焼し、170棟以上の建物を焼き尽くしました。焼損した家の多くは、老朽化した木造住宅や放置された空き家。火元は通報によると住宅からといわれていますが、原因は公式に発表されていません。

あの地域が、特別に危険だった“わけではありません”。古い木造住宅が密集し、空き家が増え、道路は細く、強い風が吹く——私たちの住む街も、実はまったく同じ条件の上にあります。佐賀関の火災は、日本中どこでも起ころう“普通の街の現実”なのです。

もらい火でも請求できない

日本には「失火法」という法律があります。これは、うっかり出火（失火）で隣家を焼いてしまっても、重い過失がなければ賠償責任を問われないというルールです。

これは歴史的に「日本は木造密集地が多く、火事が広がりやすいため、個人に重すぎる責任は負わせない」という考え方から来ていました。一見、加害者を守る仕組みのようですが、裏を返せば、被害を受けた側は“誰にも賠償を請求できない”ということ。延焼で全焼しても、消火の際に水浸しになつても、煙の臭いが残つても、負傷や最悪死亡したとしても、加害者には賠償責任はないとされているのです。

火災保険に入つていれば安心？では誰が再建築費用を払うのか。それは「自分」です。自分の火災保険と預貯金が頼りです。火災保険の内容が今の時代に合つていなければ、家も生活も再建が困難になるのです。

- ・今の建築費で建て直せる金額になっていますか？
- ・全焼しなくとも、大半が焼けたら建て直したいと思いませんか？
- ・住宅ローンで建てていませんか？

火災保険に“入つて”いることと、“守れる状態”であることは、全く別の話です。



火災保険に“入つて”いることと、“守れる状態”であることは、全く別の話です。

火災に遭うと次ページで、問題が伴うのかを見ていきましょう。

実際にどんな火災に遭うと火災保険に“入つて”いることと、“守れる状態”であることは、全く別の話です。

あなたの火災保険は大丈夫ですか？